

秋田市都市計画公園見直し基本方針（案）素案に対する
意見募集（パブリックコメント）の意見と対応

期 間 令和6年2月19日（月）から同年3月19日（火）まで
提出者 8人
意見数 10件

No.	項 目	意見の要旨	市の考え・対応
1	【1ページ】 1. はじめに	<p>P 1 「はじめに」について 昭和30年に策定された、公共事業計画、凡そ70年前、「もはや戦後ではない」とのキャッチフレーズと共に高度経済成長を目の当たりにして、日本は胎動激しい時期にありました。文化薫都市の理想を求めて、勢力的に公共工事、インフラ整備を試みたのでしょうか。その時々々の為政者による政（まつりごと）は、インパクトが強ければ、強いほど、その効果の功罪の振幅度は大きくなるということの一証左となるのでしょうか。 それから、10年の後、新産都市の選に漏れ八戸、郡山に先を越され、ある意味熟成期を迎えつつあったのでしょうか。何箇所かの公園が策定されました。既存計画について、触れることはあったのでしょうか。 膨大な人力、金員、時間を消費し、策定された事業なのに、該当住民からの苦情陳情は如何ばかりだったのでしょうか。 掛かった費用を考えると、文書廃棄は5年ではなくて、費やした70年と同じ期間にして貰いたい。費用対効果が見込み難い事業は、もっと大胆に、処理してもいいのではないのでしょうか。後ろ向き費用は、出来るだけ削減。これから住民に懇切丁寧に説明すること自体全く無駄に思えます。</p>	見直し評価の結果、廃止・変更候補になった公園については、土地所有者や近隣住民の方を対象とした地元説明会を開催し、見直し内容について周知を図りながら、都市計画変更手続を進めてまいります。
2	【4ページ】 3. 本市における都市計画公園等の現状	<p>P 4 「市民一人当たりの都市公園面積」について 街区公園の未開設都市計画公園箇所について見直しの必要性は素案のとおりでよいと思いますが、以下は気になります。 市民一人当たりの都市公園面積のみで評価してよいのでしょうか？日常的に子どもや住民が使用できる近隣の場所でなければ意味がないと思います。仮に、生活圏の中に公園空白地帯があるのであれば、開設を検討してもよいかと思えます。</p>	個別の公園の必要性については、評価項目の一つとして、見直し対象都市計画公園の誘致圏域とその周辺の既設都市公園の誘致圏域の重複率により、住区内に適正に配置されているか評価しております。
3	【7ページ】 4. 都市計画公園の見直しの必要性	<p>P 7 「都市計画公園の見直しの必要性」について その地域の住民の意見・意志確認はされるのでしょうか？</p>	見直し評価の結果、廃止・変更候補になった公園については、土地所有者や近隣住民の方を対象とした地元説明会の開催のほか、都市計画変更案の縦覧を行い、住民等の意見を確認してまいります。
4	【8ページ】 4. 都市計画公園の見直しの必要性	<p>P 8 「都市計画法による建築制限の長期化」について 問題意識を持っていただいたことには感謝します。遅きに失した感がありますが、とりえず一歩前進といったところでしょうか。</p>	見直し基本方針（案）に基づき、見直しが確実に進むよう努めてまいります。
5	【10～12ページ】 5. 見直しの基本的な考え方 6. 評価結果	<p>令和5年の浸水による大雨災害の状況から今後の防災の課題を踏まえた上で、素案のP10～P12を感想として上げさせていただきます。 代案見直し順次予定との事。P10「表5 必要性の評価項目と配点」において、防災機能の配点が2に設定されていますので、規定からあえて低いと判断している事から、やはり近くの公共民間の屋内施設を最初から一時的な代替とされる避難所にと想定でしょう。 P11「表6 代替性評価項目と配点」では、配点が合算され計4点とされており、総合20点規定で5分の1が防災の枠組とされておりますので、最近の避難所としての公園の必要性も見直しが増えてきたのだと感じてはおります。 P12「6. 評価結果」ですが、財源確保や高齢化問題もあり、地域コミュニティーも崩壊気味ですが、非常時はやはり防災意識が大事です。開発当時は公園が多く必要視、地域の景観を第一とされたかも知れませんが、時代の交流の場がネットになり、妥協は仕方ないかも知れませんね。</p>	ご意見につきましては、今後、都市計画公園の見直しを進める際の参考とさせていただきます。

No.	項目	意見の要旨	市の考え・対応
6	【17ページ】 7. 見直しの進め方	<p>P17「都市計画公園の見直しの進め方」について 廃止予定の公園は聞くところによると、今後意見徴収、説明会の開催等々を含めて2年から3年の期間を要すると伺っておりますが、あまりにも時間がかかりすぎます。1分でも早く廃止をしていただきたい。 特に開発許可を要するような予定地については、所有者は長年にわたり公園予定地であるために処分をすることもままならない状況にあることを理解していただきたい。長年固定資産税を納付しているにも関わらず、自己の所有地の利用が制限されていることを理解の上、早く廃止を求む。 一括で廃止を同時に行うのではなく、上記の状況を鑑み、個別にでも早期廃止の手続きが可能ないように配慮してほしい。 高齢者が多くなって相続の問題も発生しており、この点も早期解除を求める理由である。</p>	<p>見直し評価の結果、廃止・変更候補になった公園については、公園毎に関係機関協議、地元説明会等を実施し、地域のご理解を得た公園から都市計画変更を行うこととしております。 都市計画変更に向けて、手続の確実な実施に努めてまいります。</p>
7	全 体	<p>「秋田市都市計画公園見直し基本方針（案）」に賛成します。 緑多い秋田市で、都市公園敷地面積が標準の2倍以上という状況の中、また長年にわたり制限を受けてきた地権者の方々のためにも、主に計画廃止という早期に決着をつけるこの案は、まことに妥当であると思います。 できれば既存の住宅地の中にある小さな街区公園（使用頻度が低く、町内会等のかかわりもあまりないなどの）も、存続の可否を決めて整理にとりくんではどうでしょうか。 計画案、資料とも、順を追ってとてもわかりやすく、また詳細で、評価ともども、どれだけ作成にご難儀されたでしょう。ごくろうさまでございました。</p>	<p>見直し基本方針（案）に基づき、見直しが確実に進むよう努めてまいります。 なお、整備済みの公園に関するご意見につきましては、担当課へお伝えいたします。</p>
8	その他	<p>長期間にわたり未開設の都市計画公園の候補地を有償で借りていたのであれば、税金の無駄遣いだったのではないかと思います。どのような管理状態だったのかは今回の素案とは別枠のことと思いますが、一市民としてはとても疑問に感じる点です。</p>	<p>見直し対象とした都市計画公園の未着手区域については、一部が市有地となっているものの、ほとんどが民有地となっています。</p>
9	その他	<p>水害に備えて、貯水できる様な配管を入れてほしいです。 南通や檜山等には大雨に備えて管を入れると聞いてます。 公園も同じ様な活用方法をお願いします。</p>	<p>防災に関する貴重なご意見として、担当課へお伝えいたします。</p>
10	その他	<p>意見なし。但し、方針案の提示があれど、市民はこの件に精通せず、内容は理解をしかねます。この状況でパブリックコメントと要請を受けても、困惑するのは市民です。市の関係者はこの事を理解の上、事案の仕事を一人一人が貫徹に向け、プランに終わらず、実行を願います。 1点の要望、千秋公園の「おすみやぐら」の夜間ライトアップを是非検討し、公園全体の夜間の闇から光りへと転換を願う。</p>	<p>見直し基本方針（案）に基づき、見直しが確実に進むよう努めてまいります。 なお、整備済みの公園に関するご意見につきましては、担当課へお伝えいたします。</p>